

秋田県公報

目 次

告示	ページ
○道路の供用開始(五三三・道路課)	1
○ふ化業者の登録(五三四・北部家畜保健衛生所)	1
○都市計画事業の事業計画の変更の認可(五三五・秋田地域振興局建設部)	1
○保安林の指定解除予定通知(五三六・仙北地域振興局農林部)	1
公告	
○一般競争入札の実施(情報企画課)	2
○県営土地改良事業工事の完了(北秋田地域振興局農林部)	2
○土地改良区の役員の退任及び就任の届出(山本地域振興局農林部)	2
○土地改良区の役員の退任及び就任の届出(仙北地域振興局農林部)	3
○土地改良区の役員の退任の届出(仙北地域振興局農林部)	3

告 示

秋田県告示第五百三十三号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 平成二十年十二月十六日

森 林 の 所 在 場 所	郡 市	町 村	(大字)	字	地 番
	仙北市		田沢湖生保	近藤沢	十の一

(関係図面は、省略し、農林水産部森林整備課及び仙北地域振興局農林部並びに仙北市役所に備え置いて縦覧に供する。)

全 面 積	帳 見 込 み	保安林面積	保安林解除	指定の目的	解除の理由
二〇・二四〇〇	(平方メートル)	二〇・二四〇〇	(ヘクタール)	二〇・二四〇〇	(ヘクタール)
〇・〇四三三	(ヘクタール)			なだれの危険の防止	落石防止施設用地とするため

二 登録年月日 平成二十年十二月九日
 三 登録の有効期限 平成二十三年十二月八日

登録番号	名称、住所並びに代表者の氏名及び業務を執行する役員の氏名	ふ化場の名称及び所在地
平二十 第一号	有限会社 黎明舎種鶏場 大館市御成町四丁目八番 十三号 代表取締役 佐藤 義晃	有限会社 黎明舎種 鶏場 大館市御成町四丁目 八番十三号

秋田県告示第五百三十四号
 養鶏振興法(昭和三十五年法律第四十九号)第七条第一項の規定により、次のとおりふ化業者の登録をしたので、同条第四項の規定に基づき公示する。
 平成二十年十二月十六日

一 登録ふ化業者 秋田県知事 寺田 典城

二 供用開始の期日 平成二十年十二月十六日
 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路課
 (二) 期間 平成二十年十二月十六日から平成二十一年一月五日
 まで

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	百八号	湯沢市秋の宮字小杉沢三番一六地先から一番一地先まで

秋田県知事 寺田 典城

秋田県告示第五百三十六号
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定に基づき、告示する。
 平成二十年十二月十六日

秋田県知事 寺田 典城

二 実施者の名称 八郎潟町
 三 都市計画事業の種類及び名称 八郎潟都市計画下水道事業 八郎潟町公共下水道事業施行期間
 昭和三十二年十一月十四日から平成二十六年三月三十一日まで

四 事業地
 (一) 収用の部分
 昭和三十二年秋田県告示第七百号、平成五年秋田県告示第二百三十二号、平成六年秋田県告示第七号、平成八年秋田県告示第六百八十四号、平成十年秋田県告示第二百一十一号、平成十四年秋田県告示第三百二十号及び平成十八年秋田県告示第二号の事業地のうち、南秋田郡八郎潟町野田字下台、小池字岡本下台並びに川崎字員保及び字嘉美地内において事業地を変更する。
 (二) 使用の部分
 変更なし

秋田県告示第五百三十五号
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
 平成二十年十二月十六日

秋田県知事 寺田 典城

公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成二十年十二月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
(一) 調達する役務の名称及び数量
(二) 電子申請用様式作成業務 一式
(三) 調達案件の仕様等
(四) 入札説明書及び仕様書による。
二 入札に参加する者に必要な資格
三 競争入札参加資格の確認の申請
四 入札に参加できる者
五 入札説明書の交付方法
六 入札保証金
七 その他

し、最終日については、正午をもって締切とする(郵送による場合は、簡易書留郵便によることとし、最終日正午必着とする)。

提出場所

郵便番号〇一〇一八五七二 秋田市山王三丁目一番一号
秋田県学術国際部情報企画課調整・地域情報化班(電話番号〇一八八六〇一四二七一)

競争入札参加資格の確認の時期

平成二十一年一月九日(金)
競争入札参加資格の確認の結果の通知
競争入札参加資格の確認の結果は、書面により申請者に通知する。

競争入札参加資格の確認を受けられなかった者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格の確認を受けられなかった者は、その理由について知事に説明を求めることができる。この場合において、説明を求めようとする者は、平成二十一年一月十五日(木)正午までに、説明を求めめる旨を記載した書面を(4)に掲げる場所に提出しなければならない。
(2) 説明を求めた者に対しては、平成二十一年一月十九日(月)までに書面等により回答する。

契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
(三) (3)に示す期間において随時交付する。
(四) (4)と同じ。

入札執行の日時及び場所

平成二十一年一月二十二日(木) 午前十時
秋田県庁第二庁舎五階 情報化研修室

入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を

入札書に記載すること。

入札の無効

秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。
(二) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同値の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

その他

詳細は、入札説明書による。
(四) 秋田県土地改良事業につき、その工事を次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十条の二第三項の規定に基づき、公告する。
平成二十年十二月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 県営土地改良事業(川口地区経営体育成基盤整備事業)
完了年月日 平成二十年三月二十六日

二 県営土地改良事業(綴子地区ため池等整備事業(用排水施設整備))
完了年月日 平成十九年十一月七日

三 県営土地改良事業(大巻沢地区ため池等整備事業(小規模ため池等整備(一般型)))
完了年月日 平成二十年三月二十六日

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、峰浜土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
平成二十年十二月二十二日

Table with 3 columns: Position (前任/後任), Name, and Address. Includes names like 田村 芳夫, 芹田 一夫, 鈴木 末春, etc.

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所
秋田県山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(082)8766 FAX(082)8766
E-mail:matsubara@matsubara-insatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄